

和算書

関流
兼山
羊術
均輸
号二七

奴2
708
120
117



門二二
號
卷

關流算法草術卷之三十一

均輸

米百貳拾石有米を石に付貳拾石拾八之
小志と惣貳拾石何石と同

善云 惣貳拾石貳貳石に拾八之

米云米^{百貳}拾石と米を石に付^{拾八}之と字して
^{貳拾石}と字して得る法の一と通用^{拾八}して
と得る惣貳拾石と今合同

米を石に付道程を里の運賃^{拾八}と今米



四式百八拾石と六里の運賃何程と向

三三三 運賃銀也廿五石

御云々石を運ぶの運賃銀六と主今の石程

六と主一して三石六里の運賃銀六分と

四今米 子式百六拾石 と主一して今運賃銀 廿五石

と得る合同

元米式拾石石道法に運賃銀三拾式石

今米子式百八拾石石道法に運賃銀何程と向

三三三 今運賃銀三廿五石

御云運賃銀 三拾式石 と主元の石法 石 小除てき

里の運賃銀八と得る又元の米 式拾石 小除て

き運賃銀 廿五石 と得るか今の

石法 石 と主一して三石八里の運賃銀 廿五石

六と得る今の米 子式百六拾石 と主一して今の運

賃銀 三廿五石 と得る合同

又御云運賃銀 三拾式石 と主今の石法 石 と主一して

又今の米 子式百六拾石 と主一して 三廿五石 と得るか

別小元の石法 石 と主元の米 式拾石 と主一して

とゆふに、三考式と今^三の運賃浪百五と
得る合因

甲三二人を拾人少く各船三艘に雇ふ
去り賃浪拾貳五分但し甲及法貳里を以て
及法九里を以て船の賃浪何れと同

差云 甲三人少く賃浪八分

乙拾人少く賃浪拾貳分

洲云甲人殺三小其道法貳と系して六とゆふ
甲率とらん 乙人殺拾小其道法九と系して

九拾と得る乙率とらん 甲率乙率お倍九

六とゆふに、其の賃浪拾貳分と除くを人

を以ての賃浪三三とゆふ因法とらん 甲率

小因法と系して甲三人の船賃浪八とゆふ

又乙率小因法と系して乙拾人の船賃浪拾貳
拾貳とゆふ合因

又洲云前のとて甲率及乙率と求る甲率

乙率お倍と法とらん 其の賃浪拾貳分とらん

右小を右小甲率と系して七拾六とゆふ甲の

實とらん 九小乙率と宗して拾貳文とらん
乙の實とらん 各法程とらん除く甲小
乙小拾貳文とらん合同

甲乙二人乙と拾人丙乙七人少く各船を
艘と確ふ去の貨浪貳拾貳但道程甲乙
貳里乙と九里丙と拾貳里甲乙丙各を艘の
貨浪何程と向

善云 甲二人去小浪八分
乙拾人去小浪拾貳文

丙七人去小浪拾貳文貳分

術云甲乙小其道法貳と宗して六とらん甲率
とらん 乙拾人小其及程九と宗して九拾とらん
乙率とらん 丙七人其及程拾貳と宗して拾
とらん丙率とらん 甲乙丙の率合拾とらん
法とらん去の貨浪貳拾と除く去人三里の
船貨三三三とらん因法とらん 甲率小因法
と宗して甲三人の船貨浪八とらん 乙率小
因法と宗して乙拾人の船貨浪拾貳とらん 丙

率小同法と云うして丙七人の船賃銀拾五文と
つる者合同

又洲云前のように甲率乙率丙率及法程と来て
上位小甲率中位小乙率下位小丙率と云う

各々の賃銀貳拾と云うして甲小百拾乙小貳拾丙小拾五

丙小貳拾とつる者其とん法と云うと除く甲

小拾乙小貳拾丙小拾五とつる合同

甲を拾を一人とせ七人少く者船を艘と雇ふ
云の賃銀を舟百文但甲を八里乙を八里

之を里と一人の賃銀甲乙を三文多

甲乙各賃銀何程と向

云云 甲拾を一人の賃銀百拾六文

乙七人の賃銀六拾六文

洲云甲拾乙拾丙拾其道程八と因して八拾とつる

甲率と云う乙七人少く者船八と因して八拾とつる

乙率と云う甲率乙率相併百拾とつる法と

は別小乙率小多き後三と云うして甲が乙

の多者後百拾とつる位小者 其の賃銀百文

として主調換ありてそ費。六とある内位も多すと
 減して八百八と法程も同とあるも一人の
 賃法と法と取除くまは一人の賃法
 として得る用法とある甲率も同法とあると
四百にとある通用換ありと得る甲換
 まは一人の賃法とある乙率も同法とあるとして
 とあるも位を加つて六百拾とある通用換
 ありとあると七人の賃法とあるも
六百拾とあるとある通用換

解曰

甲乙共船
賃調換を

甲六及五十五里甲率

乙共及五十六里乙率

一人の賃法

貫八拾六

文之形

一里一人の多三文の同
 乙率百六拾八文昂位も
 あり教あり
 乙共の及五十六里乙率

故も中術去賃法の内昂位と減して解法教

甲率乙率の和の同も甲を一人とあるの賃法と得る

米貳百貳拾石有運送も但米比拾七石有運
 賃米に不完也有米の内不運賃米と出
 米及運賃米何れと向

善云 忘米貳百。六石八斗

貸米拾三石貳斗

粥云但の米七石と忘米率と云但の運賃米

二石と貸米率と云 忘米率貸米率と併ぐ

六拾貳百貳拾石と元米率と云と以て元米拾石と除て比卷

を以て同法と云 忘米率小同法と云と云して

忘米貳百。六石八斗と得る 貸米率小同法と云と

て拾三石と得る 貸米と云合同

又粥云元米拾石と忘米貳百貳拾石と忘米率と云但の米拾

七石と云して貳百。三石と忘米率と云 忘米拾と云

米三石と云して六。六石と忘米率と云但の米

七石比拾と其貸米三石と併ぐ六拾と得る法と云

て忘米の率と除て貳百。六石八斗忘米拾と併ぐ

拾三石と得る合同

米貳百貳拾石有買て運ぐ但米を石と付代銀

に拾石と運賃銀八石と忘米の内より出

て忘米及賃米各何程と云

善云 忘米貳百六拾八石 賃米八拾貳石

除て買米ノ變形トス

三丁 五貫二百四文 括之 三丁 五貫二百四文 即買米ノ形十リ

又右賃銀ノ形ヲ置テ

十一丁 銀一列 五貫二百四文 括之 十一丁 銀一列 五貫二百四文 即賃銀ノ形十リ

故小中洲有浪と左右小並右小之の及程と
宗一凡小賃浪率と宗一各宗一と凡括と
以て除く右小買米とゆへ左又賃浪とゆへ

米貳拾七石有買て送て其道法貳拾町へ令
とて取付米を九斗浪を六拾文但米は石七斗を

法三町の運賃浪をさるへ今買米のゆへに賃浪の
米とゆへて其賃銀乃送て米代令何程と向

言云 送て米代金貳拾九文を方計米
賃銀三拾七文五分

洲云買米 貳拾七石 と並あのみ 九斗 除く惣代金

三拾文 とゆへあのみ 六拾文 と宗一と惣代銀 三拾文

とゆへ 但のみ 七斗 小其及程 三町 と宗一と 拾四石

と得る以て賃銀 三拾文 と除くを石を所の賃浪

九二一 九二一 七斗 とゆへ今の及程 貳拾町 と宗一と 拾四石

或拾町の貨銀 八七二八 とわら 債銀率 八七二八 とら ぬの
銀 六拾 と 七拾 ぬの米斗 九 十除 七拾 と 七拾 ぬの代銀 六拾 六拾
とわら 送る米代銀率 七拾 とら 債銀率 七拾 とわら 送る
米 七拾 ぬの代銀 七拾 乃其債銀 七拾 とら ぬの代銀 七拾
除 七拾 七拾 とわら 同法 七拾 とら 債銀率 七拾 十同法と
系 七拾 して 貨銀 七拾 七拾 とわら ぬの代銀 七拾 と減
て 七拾 七拾 とわら 送る米代銀 七拾 とら ぬの銀 七拾 十除
とわら 送る米代金 七拾 を得る合同
又 米 七拾 買米 七拾 と 七拾 主貨銀 七拾 と系 七拾 又 今
の

及法 七拾 と系 七拾 又 ぬの銀 七拾 と系 七拾 して 七拾 七拾
とわら 賣 七拾 とら ぬの米 七拾 十除 七拾 乃其通法 七拾 と系
して 又 ぬの銀 七拾 と系 七拾 七拾 とわら 賣 七拾 ぬ
の米 七拾 十除 七拾 主貨銀 七拾 と系 七拾 又 今 七拾 及法 七拾 と
系 七拾 して 貨銀 七拾 七拾 とわら ぬの代銀 七拾 と減
法 七拾 七拾 とわら 送る米代銀 七拾 十同法と
別 七拾 買米 七拾 と 七拾 主貨銀 七拾 の銀 七拾 と系 七拾 ぬの米
斗 七拾 十除 七拾 ぬの代銀 七拾 七拾 とわら 内貨銀 七拾 と減
して 送る米代金 七拾

武拾九
是方即
とつる
合同

鮮曰

前術ヲ推テ又、術ヲ得ル下左ノ如シ

總代銀之形 六十九
買米二十七
九斗

貸銀率之形 二十丁
一匁
四百七斗

法數之形 六十九
九斗
二十丁
一匁
四百七斗

因法之形 六十九
二十七
九斗

賃銀之形 二十丁
一匁
六十九
二十七
九斗
法
四百七斗
三丁

右法數ニ九斗ト四石七斗ト三町トヲ以テ遍
ク乘シテ得ル形ハ九斗ノ因ル四石七斗ノ因
ル三町ノ因ル法數ナリ其形左ノ如シ

三丁
四十七
六十九 本術括之為法

又右本術法數ニ依テ右ノ賃銀ノ形ヲ括テ

二十丁
一匁
二十七
二百 此右傍書ノモノヲ相乘シテ得數ヲ
本術實數トスル也

故本術買米と賃銀とを乘し又其の銀と

を乘し又今の法と乘して法程と算ると

他の米と主其法と云ふ——又その米と云ふ——
 得救者位 彼の米と主賃銀と云ふ——又今の法
 と云ふ——
 以て之と降く今の賃銀と云ふ 別小買米と主
 彼の米と云ふ——彼の米と除く惣代銀と云ふ内賃銀
 と減して餘ある米と除く送る米代金と云ふ
 旧米に石と道法と可送る小賃銀を五武分今銀
 五石八拾を五と云ふと云ふと云ふと送る其法
 比拾所金と云ふ有米を石銀を六拾に云ふ小

して買米の内より賃銀と出ると其賃銀
 中米各何れと云

賃銀五拾を云

中米八石七斗八升

洲之旧米^石と主と法^所と云ふ——
 以て賃銀^{五武分}と降く——
 得る今の法^{比拾}と云ふ——
 と云ふ賃銀率と云ふ 米を石の代銀^{六拾}と中米
 率と云ふ賃銀と云ふ——
 六拾六
 五七分と云ふ

浪八百八と除くか米八百七と坊の貸銀率と

宗して貸銀或拾と坊の米と同

米二子。二拾に石と東西南北に村と送る東八
道程八里百石有る米の運賃米石六拾七
里百石有る米の運賃米石西程九里百石有
る米の運賃米石八斗八拾五里百石有る米の
運賃に石但各村に米の運賃米高等三として
有米の用と坊の米及運賃米何程と向

差云 東三米子石 賃米拾石

南三米七百石 賃米拾石

西三米七百或拾石 賃米拾石

北三米六百八拾石 賃米或拾石

各三米の運賃米或石

漸く東角の米三米の運賃米石一と坊の
率と取ると坊の

東八里 賃米六石 米石六百石 米率と坊

南七里 賃米七石 米石二百拾石 米率と坊

西九里 賃米九石 米石二百六拾石 米率と坊

如拾五石 貨米拾五石 志米或廿七石 小率とん
 東西亦小の貨米率及志米率係くく五百拾七
 石と得る以て有米 三子三 と除く 武 と得る國法
 と得て各率小案して東小志米 石 と貨米
 拾と得る 南小志米 七百 貨米 拾 と得る 西小
 志米 七百 貨米 拾 と得る 北小志米 六百 貨米
拾 と得る各案同

東西へ運送米合く二百。九石は志米係投六
 百八拾八俵と志米と斗入西へ斗入但運賃米

東を二百石に斗入石を五を二百石に斗入石宛と志米
 高の内へ出して志米及運賃米何れと向

志米 東志米或百八拾俵 運賃米七石
 西志米二百七拾俵 運賃米拾貳石

洲志米運賃 石 と志米と元米 石 小除く志米の
 運賃 石 と得る 東の俵の斗入と案して 武 と得る
 志米俵の運賃米とん 東の俵の斗入と案して去
 小 斗 志米と志米俵の志米貨米の和とん 志米率
 とん 西運賃 石 と志米元米 石 小除く志米

の運賃米^斗と得る西の俵の入斗と家して三斗

と得る西の俵の運賃米と得る西の俵の入斗斗と加へ

その斗斗と西の俵の運賃米の和と得る西率

と得る西の俵の運賃米と得る西の俵の入斗斗と加へ

その斗斗と西の俵の運賃米の和と得る西率

と得る西の俵の運賃米と得る西の俵の入斗斗と加へ

その斗斗と西の俵の運賃米の和と得る西率

と得る西の俵の運賃米と得る西の俵の入斗斗と加へ

その斗斗と西の俵の運賃米の和と得る西率

と得る西の俵の運賃米と得る西の俵の入斗斗と加へ

その斗斗と西の俵の運賃米の和と得る西率

と得る西の俵の運賃米と得る西の俵の入斗斗と加へ

その斗斗と西の俵の運賃米の和と得る西率

と得る西の俵の運賃米と得る西の俵の入斗斗と加へ

その斗斗と西の俵の運賃米の和と得る西率

と得る西の俵の運賃米と得る西の俵の入斗斗と加へ

その斗斗と西の俵の運賃米の和と得る西率

と得る西の俵の運賃米と得る西の俵の入斗斗と加へ

その斗斗と西の俵の運賃米の和と得る西率

解曰

東の悉米斗と得る西の俵の運賃米斗と家して三斗
と得る西の俵の運賃米と得る西の俵の入斗斗と加へ
その斗斗と西の俵の運賃米の和と得る西率

東一俵 五斗八 合 五斗二升五合 東率

西一俵 四斗八 合 四斗三升二合 西率

右東率ヲ東ノ入ト視西率ヲ西ノ入ト視レハ

東ノ着米ハ五斗二升五合入ニテ二百八十俵

西ノ着米ハ四斗三升二合入ニテ三百七十五
俵十リ又題言ノ如ク運賃ヲ出ス此ハ東ノ着
米ハ五斗入ニテ二百八十俵西ノ着米ハ四斗
入ニテ三百七十五俵十リ此ニ依テ術ヲ考フ
ヘシ

東の米とわかしく西へ送る但米貳拾石付運賃
金三ありと西へ送の上より買米の内より出さるる
の米俵金を西へ買米を石貳斗
質米を志家の相場
おして買米小を質
米とわか
さるなり 東の買米俵竹籠と同

云云

東買米俵金を西へ買米を石貳斗

米俵金の米 貳拾石 と志家相場 貳斗 小除く東

小て買米俵の米代金 拾六両六 とは法とん

別小運賃金 三 と志家相場 貳斗 とを

三石 とは他 貳拾石 の米 石 とは

米 貳拾石 とは 石 法とん除く東買米

俵金 貳拾石 の米 貳拾石 とは合間

志家米貳百。六石八斗有米出米の内は拾七石毎

小運賃米三石と出ると在米出米運賃米

何程と向

言云 倉出と米貳百貳拾石

運賃米拾二石貳斗

洲云本米七石小運賃米石二と加して六拾石

得る以て本米七石と除く九斗と得る本米率

とんひく志原米貳百〇六石八斗と除く米 貳百貳拾石

と得る内志原米貳百〇六石八斗と減して解 拾二石と運

賃米とん合同

今米有其不致と知るは只六想高の内より初小

川舟の賃米と志く貳拾八斗と志か一俵米

の内又海上運賃と志て拾五斗と志と出

俵と志原米と志貳百石有本米行社と向

言云

洲云有本米率と志く二と志か一と志拾

八斗と志川船運賃率と志斗貳斗と得る以て

有本米率と志と減して解 八斗と得る佐小高と

佐小高と志と志と志か一拾五斗と志海上

運賃率と志と得る以て佐小高と志減して解

米二と忘米率とん以て忘米二と除て有

米二とわる合同

金二子一あしと米三方一依とわし目入子依を車、
入子依を船とて送し但船を依に舟賃
後拾八文車を依に舟を舟の賃米と米を
を依に舟入後を金とて取入貫文なりけ船の
方車より何程中を寄ると同

言云 船賃新式百六拾貫文 け金二拾五

車賃米二拾五 け金二拾式一或分

一 相減令拾式或分船の方下也

米二船の米二と主と其賃二に拾と主と

て二拾貫文とわる通用法一として二拾貫文とわる支の

米二又二除と船賃金二とわる 又車と米

米二と主其賃米二と主として二拾とわる支とん

別小惣依殺二と主と米依の入斗と主と

て二拾と得る惣代令二と除と人金を支の米

斗とわる法とん以てと除と車賃金二とわる

とわる内船賃金二と減して二拾と得る

節取の方車拾貳枚方下車拾貳枚

ナリ合同

節取の方車拾貳枚方下車拾貳枚
ナリ合同
節取の方車拾貳枚方下車拾貳枚
ナリ合同
節取の方車拾貳枚方下車拾貳枚
ナリ合同
節取の方車拾貳枚方下車拾貳枚
ナリ合同
節取の方車拾貳枚方下車拾貳枚
ナリ合同
節取の方車拾貳枚方下車拾貳枚
ナリ合同

